

【表紙】

【提出書類】	内部統制報告書の訂正報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の5第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2025年3月31日
【会社名】	オイシックス・ラ・大地株式会社
【英訳名】	Oisix ra daichi Inc.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 高島 宏平
【最高財務責任者の役職氏名】	執行役員管理本部本部長 熊野 滋
【本店の所在の場所】	東京都品川区大崎一丁目11番2号
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 1 【内部統制報告書の訂正報告書の提出理由】

2024年6月26日に提出いたしました2024年3月期（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）内部統制報告書の記載事項に誤りがありましたので、金融商品取引法第24条の4の5第1項に基づき内部統制報告書の訂正報告書を提出するものであります。

## 2 【訂正事項】

### 3 【評価結果に関する事項】

## 3 【訂正箇所】

「3. 訂正箇所及び訂正の内容」に記載しております。

### 1. 訂正の対象となる内部統制報告書の提出日

2024年6月26日

### 2. 訂正の理由

#### （1）財務報告に係る内部統制の評価結果を訂正するに至った経緯

当社は、当社の連結子会社であり、かつ、当社連結子会社であるシダックス株式会社の完全子会社であるエス・ロジックス株式会社（以下「対象会社」といいます。）のSDC事業部において棚卸資産の過大計上が行われている疑義を認識したため、2024年12月26日に原因究明・内部統制強化チーム（以下「調査チーム」といいます。）を設置し、調査チームによる対象会社に対する調査を実施いたしました。

2025年3月26日に受領した調査チームの調査報告書（以下「調査報告書」といいます。）の内容を確認した結果、2014年以降、対象会社のSDC事業部において、同事業部の特定の従業員により、棚卸資産が過大に計上される不適切な会計処理が行われていたことが判明しました（以下、判明した事実を総称して「本件事案」といいます。）。

これを踏まえ、当社は、本件事案により発生した架空の棚卸資産を過年度に遡り訂正することが必要と判断し、2024年3月期有価証券報告書及び2025年3月期半期報告書について、訂正報告書の提出を行いました。

当社は、本件事案に関し、調査報告書で判明した発生原因の分析に関する報告、財務報告への影響やリスクを考慮しつつ、改めて内部統制の再評価を行った結果、当社の決算・財務報告プロセス及び業務プロセスに不備があったことを認識いたしました。当該不備は、財務報告に重要な影響を及ぼす可能性が高いことから開示すべき重要な不備に該当すると判断し、財務報告に係る内部統制の評価結果を訂正することといたしました。

#### （2）開示すべき重要な不備の内容

当社の決算・財務報告プロセス及び業務プロセスにおいて認識された開示すべき重要な不備の内容につきましては、「3. 訂正箇所及び訂正の内容」に記載のとおりです。

#### （3）訂正の対象となる内部統制報告書に開示すべき重要な不備の記載がない理由

当社の内部統制報告書における「2 評価の範囲、基準日及び評価手続に関する事項」において全社的な内部統制及び全社的な観点で評価することが適切と考えられる決算・財務報告の信頼性に影響を及ぼす業務プロセスの評価の範囲の選定については、当社及び連結子会社7社を対象としており、この評価範囲の選定については、現時点においても変わらず適切であったものと判断しております。

また、業務プロセスに係る内部統制の評価範囲については、各事業拠点の当連結会計年度の売上高の金額が高い事業拠点から合算していき、当連結会計年度の売上高の概ね2/3に達している5事業を「重要な事業拠点」としており、この「重要な事業拠点」の選定についても、現時点において適切であったものと判断しております。

評価対象の業務プロセスとして、売上高、売掛金、売上原価、買掛金及び棚卸資産を評価の対象範囲としており、また、「重要な事業拠点」以外の事業拠点も含めた範囲について、重要な虚偽記載の可能性が高く、見積りや予測を伴う重要な勘定科目に係る業務プロセス等を評価対象としておりましたが、対象会社のSDC事業部が評価対象に含まれておらず、以下の点について、当社は十分なリスクの識別と批判的な評価ができておりませんでした。

決算・財務報告プロセスにおいて、対象会社における事業部別の棚卸資産残高がモニタリングの対象外となっており、また、棚卸資産に関する連結決算手続きにつき、異常値を発見すべき増減分析の深度が不足していたため、異常値を発見できなかったこと

業務プロセス（棚卸管理プロセス）において、対象会社における職務分掌が適切に運用されず、不正が介在するという視点をもって実地棚卸結果をシダックス株式会社の管理部門が検証する仕組みが十分に整備されていなかったため、実地棚卸結果の改ざんに対する牽制が働かず、その発見が困難となったこと

これらの事実の判明が当事業年度の末日以降であったため、訂正の対象となる内部統制報告書の提出日においては、当該開示すべき重要な不備を把握することができず、2024年3月期の内部統制は有効と判断するに至り、訂正の対象となる内部統制報告書に開示すべき重要な不備を記載することができませんでした。

(4) 開示すべき重要な不備を是正するために実施された措置と是正の状況

今回の一連の開示すべき重要な不備は当事業年度末日後に発覚したため、当該事業年度末日までに是正することができませんでした。なお、当社では、これらの開示すべき重要な不備に対し、今後「3. 訂正箇所及び訂正の内容」に記載した再発防止策を実行し、適切な内部統制の整備及び運用を図ってまいります。

3. 訂正箇所及び訂正の内容

訂正箇所は下線を付して表示しております。

### 3 【評価結果に関する事項】

(訂正前)

上記の評価の結果、当事業年度末日時点において、当社の財務報告に係る内部統制は有効であると判断致しました。

(訂正後)

下記に記載した財務報告に係る内部統制の不備は、財務報告の適正性に重要な影響を及ぼすものであり、開示すべき重要な不備に該当すると判断いたしました。したがって、2024年3月31日現在における当社の財務報告に係る内部統制は有効でないと判断いたしました。

#### 記

当社は、当社の連結子会社であり、且つ、当社連結子会社であるシダックス株式会社の完全子会社であるエス・ロジックス株式会社（以下「対象会社」といいます。）のSDC事業部において棚卸資産の過大計上が行われている疑義を認識したため、2024年12月26日に原因究明・内部統制強化チーム（以下「調査チーム」といいます。）を設置し、調査チームによる対象会社に対する調査を実施いたしました。

2025年3月26日に受領した調査チームの調査報告書の内容を確認した結果、2014年以降、対象会社のSDC事業部において、同事業部の従業員により、棚卸資産が過大に計上される不適切な会計処理が行われていたことが判明しました。

これを踏まえ、当社は、過年度の決算を修正し、2024年3月期有価証券報告書及び2025年3月期半期報告書について、訂正報告書を提出することいたしました。

本件の発生原因及び内部統制上の不備として以下を認識しております。

#### （１）決算・財務報告プロセスにおける発生原因及び内部統制上の不備

- ・対象会社における事業部別の棚卸資産残高がモニタリングの対象外となっていた
- ・シダックス株式会社の管理部門において、棚卸資産に関する連結決算手続につき、異常値を発見すべき増減分析の深度が不足していたため、異常値を発見できなかった

#### （２）業務プロセスにおける発生原因及び内部統制上の不備

- ・対象会社における職務分掌が適切に運用されず、また、実地棚卸結果をシダックス株式会社の管理部門が検証する仕組みが十分に整備されていなかったため実地棚卸結果の改ざんに対する牽制が働かず、また、その発見が困難となった

以上を踏まえ、当社は、決算・財務報告プロセス及び業務プロセスが有効に機能しておらず、これらの不備による財務報告に与える影響が大きく重要性が高いと判断し、開示すべき重要な不備として認識いたしました。

なお、開示すべき重要な不備の識別が2024年3月31日以降となったため、当事業年度末日までに是正することができませんでした

当社は、財務報告に係る内部統制の重要性を強く認識しており、財務報告に係る内部統制の開示すべき重要な不備を是正するために、以下の再発防止策を実施し、適切な内部統制の整備及び運用を図ってまいります。

#### （１）決算・財務報告プロセスにおけるモニタリングの再整備

- ・事業部門及び管理部門による棚卸資産に対する定期的な監視
- ・管理部門及び内部監査部門による継続的な増減分析等の実施による財務諸表および財務諸表の信頼性に重要な影響を及ぼす事項等の早期検知と是正措置の推進

#### （２）棚卸管理プロセスにおける運用の整備

- ・棚卸管理に関する実施・報告ルールの対象会社従業員への再教育
- ・棚卸資産の正確且つ網羅的な把握が可能な証憑管理ルールの整備

以上